

令和4年10月21日 開会
令和4年10月21日 閉会

令和4年第7回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

令和4年第7回鮫川村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月21日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第65号～議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	14
署名議員	15

第 7 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第7回鮫川村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年10月21日(金曜日)午後1時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第65号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算(第4号)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第66号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算
(第4号)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第67号 和解について

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 7 議案第68号 工事請負契約の変更について

提案理由の説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番 遠藤貴人君

5番 堀川照夫君

6番 北條利雄君

7番 関根英也君

8番 前田雅秀君

9番 前田武久君

10番 宗田雅之君

11番 星一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第7回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時02分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古館甚子君。

○議会事務局長（古館甚子） 諸般の報告をいたします。

議案第65号から議案第68号までの4議案が村長より提出され、議長において受理しました。

本議会に、村長、教育委員会教育長に出席を求めました。

10月17日、第3回東白衛生組合議会定例会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

また、村代表監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しも配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

村長より行政報告書が提出されましたので、その写しも配付してあります。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 令和4年第7回鮫川村議会臨時会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案の審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。

さて、本村の里山の山々も色づき始め、朝晩も冷え込み、既に霜も降りたようであります。本格的な収穫の季節となり、水稻、秋野菜、大豆やエゴマの収量にも大きく期待をしているところであります。

村の一大イベントであります高原の鮫川うまいもの祭りは中止をいたしました。消防団秋季検閲の代替訓練は、分団別の通常点検を実施いたしました。

また、既に800名に達するさめがわファンクラブの交流事業であります。館山を会場として、ファンクラブミーティングが全国からの参加者を得て盛会に開催されたところでもあります。

さらに、今後、鹿角平観光牧場での村民の健康づくりウォーキングや、若者未来創出会議主催の館山でのロゲイニングというんですね、歩きながら散策しながらゲームをやるそうです、そういう得点で競うというようなゲームがあるんだそうではありますが、開催の予定であります。

また、今後、公民館では、文化発表等の各事業が予定されております。

議員の皆様にも、ぜひともご参加され、村民の躍動をどうぞご確認いただきますようお願いいたします。

次に、さきの定例会でもご提案があり、また、議案調査でもご意見がありましたが、特別職、議員、行政区長等の報酬などを審議すべきとのご意見を受けまして、鮫川村特別職等報酬審議会を開催することといたしました。慎重なるご審議をいただき、答申をお願いするところでもあります。

このたびの臨時会に上程する議案は、一般会計、特別会計の補正予算が2件、和解について、工事契約の変更が2件の議案であります。

上程しました各議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

5番 堀川 照夫 君 及び

6番 北條 利雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第65号～議案第66号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第65号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

から日程第5、議案第66号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第65号、議案第66号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計の補正予算につきましては、コロナ禍における物価高騰緊急支援事業として、住民税の非課税世帯に対する支援に要する経費、耕種農家の肥料の高騰対策に対する支援に要する経費、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する経費などを計上いたしました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）におきまして、オンライン資格確認、電子カルテの導入に要する経費などを計上いたしました。

補正予算の事業費の内容等につきましては、議案書及び令和4年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第65号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページ、令和4年度歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算総額32億7,655万3,000円に対し、今回3,935万6,000円を増額し、補正後の予算総額を33億1,590万9,000円とするものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費235万5,000円を増額につきましては、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチンの接種の実施に対する国庫負担金を受け入れるものであります。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1,610万7,000円を増額につきましては、個人番号カード交付事務費150万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費1,460万7,000円を受け入れるものであります。

同じく3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金396万2,000円を増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種の実施に対する国庫補助金を受け入れるものであります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金293万2,000円を増額につきましては、耕種農家を支援するため、肥料高騰緊急支援事業費を受け入れるものであります。また、新規就農者をサポートする組織の活動支援といたしまして、地域を支える農業者等確保事業費を受け入れるものであります。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金1,400万円の増額につきましては、道路維持事業及び国保診療所運営事業に充当するため繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書 3 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目臨時特別給付金給付事業費、10 節需用費 5 万 7,000 円、11 節役務費 11 万 1,000 円、12 節委託料 44 万円、18 節負担金、補助及び交付金 1,400 万円の増額につきましては、国からの補助金を受けて、住民税の非課税世帯に対し、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援を行うための給付金の給付及びその事務経費であります。

同じく 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、1 節報酬 41 万 3,000 円、8 節旅費 2 万 7,000 円、12 節委託料 106 万円の増額につきましては、マイナンバーカードの申請受付業務を行うための会計年度任用職員の雇用に要する経費及び申請受付の支援業務を委託するための経費であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予備費、3 節職員手当等 89 万 5,000 円、10 節需用費 26 万 8,000 円、11 節役務費 42 万円、4 ページをご覧くださいまして、12 節委託料 473 万 5,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に要する経費であります。

同じく 5 目診療所費、27 節繰出金 399 万 6,000 円の増額につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）に対し、オンライン資格確認、電子カルテの導入に要する経費を繰り出すものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、7 節報償費 6 万 5,000 円、13 節使用料及び賃借料 16 万 5,000 円の増額につきましては、新規就農者支援に係る経費であります。

また、同じく 10 節需用費 36 万 2,000 円、11 節役務費 2 万 8,000 円の増額につきましては、肥料高騰緊急対策事業及び新規就農者支援に係る事務費、18 節負担金、補助及び交付金 229 万 1,000 円の増額につきましては、肥料高騰緊急対策事業に係る補助金であります。

次に、5 ページをご覧ください。

8 款土木費、2 目道路橋りょう費、1 目道路維持費、14 節工事請負費 900 万円の増額につきましては、村道及びその附帯施設の損壊や老朽化により支障を来している箇所の修繕に要するための経費であります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、10 節需用費のうちの修繕料 16 万 6,000 円の増額につきましては、小学校体育館の消防設備の動作不良を修繕するための経費であります。

同じく 14 節工事請負費 33 万 2,000 円の増額につきましては、小学校 2 年生教室の F F 式暖房機の交換工事に要する経費であります。

同じく 3 項中学校費、1 目学校管理費、10 節需用費 52 万 5,000 円の増額につきましては、屋内消火栓用のホースの購入に係る消耗品費 33 万円、屋内消火栓用受水槽の漏水に係る修繕

料16万9,000円及びトイレの排水床の修繕料2万6,000円を計上しております。

同じく11節、手数料19万4,000円の増額につきましては、トイレ便器の綿密清掃に係る経費であります。

同じく4項幼稚園費、1目認定こども園幼稚部費、17節備品購入費3万3,000円の増額につきましては、年長児がお遊戯会で発表する合唱に替わる演技として演奏する楽器を購入するための経費であります。

同じく5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費のうちの修繕料83万6,000円の増額につきましては、公民館大集会室の天井の雨漏りを修繕するための経費であります。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

議案第66号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページ、令和4年度歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページをお開き願います。

補正前の予算総額6,222万6,000円に対し、今回437万6,000円を増額し、補正後の予算総額を6,660万2,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

事項別明細書の11ページをお開き願います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金399万6,000円の増額につきましては、オンライン資格確認、電子カルテの導入に要する経費を運営費繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入38万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に要する経費を受け入れるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書の12ページをご覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、12節委託料171万3,000円、14節工事請負費23万7,000円、17節備品購入費327万1,000円の増額につきましては、来年4月に原則義務化されるオンライン資格確認を導入するための経費及び電子カルテの導入に要する経費を計上いたしました。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、17節備品購入費198万円の増額につきましては、血圧脈波心電図検査装置につきまして、耐用年数である6年を2年以上経過して

いるとともに、機器に不具合があることから、更新して購入するための経費であります。

同じく4目検査費、12節委託料45万円の増額につきましては、血液検査、微生物検査、病理学検査などの業務を委託するための経費であります。

3款予備費の減額につきましては、今回歳出予算の増額補正の財源としたためのものがございます。

以上で、議案第65号、議案第66号の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第67号 和解についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第67号 和解についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

和解の相手方の氏名等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和4年8月8日午前10時30分頃、鮫川村役場駐車場内において、相手方が運転する車両が後退する際、他の車両に気を取られたことにより村長公用車の車庫に衝突し、そのシャッター及び柱の一部が損傷を受けたものであります。

和解の内容であります。

相手方は、その車庫のシャッター及び柱の修繕費用112万9,315円を負担すること及び当事者双方は、その他の債権債務がないことを確認するものであります。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第68号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第68号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

令和4年5月27日に請負契約を締結しました本庁舎空調設備改修工事につきまして、契約額を900万9,000円増額して契約するため、議会の議決を求めるものであります。

変更契約の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

最初に、建築工事であります。

庁舎内各所において、温水暖房機の撤去後の仕上げについて、現況の壁や床に合わせるための資材を追加いたしました。

また、書類の収納スペースを確保するために、庁内5か所、村長室、総務課、議会事務局、農林商工課、地域整備課に書類の整理棚の設置を追加いたしました。

空調設備の配管の敷設替えに伴い、維持管理のための点検口の設置箇所を増やしました。

天井埋め込み型の室内機の撤去（村長室、村民ホール、議場）により、新たに設置する設備に合わせた天井の補強、補修を追加いたしました。

次に、設備工事であります。

議場において、当初予定していた室内機の設置位置に障害物があったために設置場所を変更したことにより、防火区画貫通処理が必要となったために、防火ダンパーの取付け等を追加いたしました。

既設の換気設備が新設する設備では使用できないことから、新たに吸排気グリルとライン吸い込みユニットの取付けが必要となりました。

次に、電気工事であります。

既設のキュービクルと増設するキュービクルをつなぐ給電器の作動のために新たな機器を追加いたしました。

また、今回増設するキュービクルは、太陽光発電設備の継電器としての役割もあることから、新たな機器の設置が必要となりました。既設の機器が、VT、CTの経年劣化とトランスの増設による取替えが必要となったことなどにより、取替え改修が必要となっております。

以上が工事請負契約の変更についての説明となります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 先ほども金額が出てきたときにお伺いしたんですけれども、必要のないもの、例えば棚だとか書類倉庫みたいなのは、現状ないのなら別だけれども、新たに、今から何年前ですか、旧保育所に書類倉庫を造ったと思いますけれども、ああいうものを利用すれば、こんな二百九十何万もかけて私は必要ないと思いますので、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 先ほども同様の質疑でありました。

関係書類においては、長年置かなくてはならないもの、5年以上置かなくてはならない区分けをされているようであります。

旧保育所ですか、あそこには過去の資料が整然と眠った書棚の上に管理をされております。今回は、庁舎内ですぐに取り出せるものですね、例えば、皆様の議会と、それから過去の資料はどうだったと言われて、すぐにこの議場から行ってすぐに取り出せる、そういったすぐに必要となる過年の書類の棚、各課においては、各机の中と、あと書庫ですね、課によってはかなりの書類の量で、重なっている状況であります。そういったものを各課内で皆さんが共有して、すぐに取り出せる書類の書庫ということで、今回、必要性があつて計上させていただいたものであります。

先ほども話しましたように、私の村長室も書棚が全ていっぱいあります。もう入り切りません。しかしながら、年度年度で5年過ぎればもう処分しなくてはならないものを区分けて処分をしていかななくてはなりません、やっぱり書類は重要書類でありますので、まだまだペーパーレスといっても紙ベースで残しておかなくてはならない過去のものがございまして、そういったものまで含めて、今回、書類棚と、それから職員の身の回りの整然とした書類の整理ですね、それも鑑みまして書類棚を今回追加したということでありまして。必要なものではないということではありません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その書庫なんですけれども、今、10番議員が言われたように、何年か前に書庫は新設されて設けられておると。それから、もう一つ、古い書庫なんですけれども、石蔵ですか、あの中の状況はどうなっているんだか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 石蔵の中には永久保存的な書類が入っておりますが、今ちょっと検討中であります。あの石蔵は文化遺産として残すべきなのか、それから景観上どうなのかということ今検討中であります。

それで、今年度の後半から新年にかけて、議会にも私が前に述べましたとおり、村の不用財産ですね、取壊し、新しく更新する施設も含めて、不用な施設、来年度は旧診療所ですか、あそこはもう使い道がありませんので、あれを壊す計画であります。今後、不用な建物を壊すか否かというのは各課から持ち寄っていただいて、新年度に10年、20年の長期にわたっての整備計画と解体を今計画して、そのような計画を策定することで、新年度の事業の方針を打ち出して職員には示したところであります。

あの蔵、中には永久保存版が入っております。昔はやっぱり火災に耐える石蔵だということですが、今後解体すべきなのかどうかということですが、なかなか中の湿気とか様々な問題がありまして、中の書類は保管はしてありますが、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 多分、前にもちょっと質問をして内容等は大体把握はしているんですけども、古い書類等がまだ残っていると、それで近々整理して整頓して、そして必要なものは残して必要でないものは処分するという事なんですけれども、中の内容物ですね、それとあと、先ほど全協で話をしましたように、この議場の腰壁、この色がかなり目立つというようなことで、これなどについても課長が後で業者と善処するというような答弁でございましたので、その辺の後日報告をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） あとありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第7回鮫川村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時38分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和4年10月21日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 堀 川 照 夫

署 名 議 員 北 條 利 雄